

昭和四十四年法律第四十六号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
(趣旨)

第一条 この法律は、租税条約等を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 租税条約 我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約をいう。

二 租税条約等 租税条約及び租税相互行政支援協定(租税条約以外の我が国が締結した国際約束で、租税の賦課若しくは徵収に関する情報を相互に提供すること、租税の徵収の共助若しくは徵収のための財産の保全の共助をすること又は租税に関する文書の送達の共助をすることを定める規定を有するものをいう。)をいう。

三 相手国等 租税条約等の我が国以外の締約国又は締約者をいう。

四 相手国居住者等 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者(以下「非居住者」といふ。)又は同項第七号に規定する外国法人(同項第八号に規定する人格のない社団等(以下「人格のない社団等」という。)を含む。以下「外国法人」という。)で、租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者又は法人とされるものをいう。

五 限度税率 租税条約において相手国居住者等に対する課税につき一定の税率又は一定の割合で計算した金額を超えないものとしている場合におけるその一定の税率又は一定の割合をいう。

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第二条の二 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託(以下この項において「法人課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律(第八条から第十一条の三まで及び第十三条を除く。)の規定を適用する。

2 所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を次条から第三条の二の二まで、第三条の三、第四条、第五条の二から第七条まで及び第十二条において適用する場合について準用する。

3 法人税法第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四の規定は、第一項の規定を第四条、第五条、第六条の二、第七条及び第十二条において適用する場合について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(免税芸能法人等の役務提供的対価に係る源泉徴収及び所得税の還付)

第三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の二十二第一項に規定する免税芸能法人等に該当する相手国居住者等(同項に規定する免税芸能法人等に該当する外国法人で、その支払を受ける同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価(同項に規定する事由を要件として租税条約の規定により所得税を免除されるものに限る。以下この項において同じ。)のうち、当該租税条約の規定において当該外国法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等(当該外国法人が人格のない社団である場合の株主等に準ずる者を含む。以下「株主等」という。)である者(当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われる部分(以下この項において「株主等所得」という。)を有するもの(以下この項において「免税芸能外国法人」という。)を含む。以下この条において「免税相手国」あては、株主等所得に対応する部分に限る。以下この条において「免税対象の役務提供対価」とい

う。)については、所得税法第二百十二条第一項及び租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定の適用があるものとする。

2 免税相手国居住者等が免税対象の役務提供対価の支払を受けた場合には、税務署長は、当該免税相手国居住者等に對し、政令で定めるところにより、当該免税対象の役務提供対価につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定により徵收された所得税の額に相当する金額を還付する。
免税相手国居住者等が免税対象の役務提供対価のうちから租税特別措置法第四十一条の二百十二条各号に掲げる者に支払う同項に規定する芸能人等の役務提供報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定により徵收すべき所得税がある場合には、前項の規定による還付は、その徵收すべき所得税が国に納付された後に行うものとする。

3 第二項の規定の適用がある場合における所得税法第二百十五条(租税特別措置法第四十一条の二十二第二項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、所得税法第二百十五条中「徵收された場合」とあるのは「徵收された場合(当該非居住者又は外国法人が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)以下「租税条約等実施特例法」という。)第三条第二項(免税芸能法人等の役務提供の対価に係る源泉徴収及び所得税の還付)の規定により当該徵收された所得税の還付を受けることができる場合(同条第一項に規定する免税芸能外国法人(以下「免税芸能外国法人」という。)にあつては、当該徵收された所得税の額の全部につき還付を受けることができる場合に限る。)を除く。)と、「給与又は報酬」とあるのは「給与又は報酬(免税芸能外国法人にあつては、租税条約等実施特例法第三条第一項に規定する株主等所得に対応する部分を除く。)」とする。
(配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)

第三条の二 相手国居住者等が支払を受ける配当等(租税条約に規定する配当、利子若しくは使用料(当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。)又はその他の所得で、所得税法の施行地にその源泉があるものをいう。以下同じ。)又は譲渡収益(資産の譲渡により生ずる収益で同法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まれるものを除く。以下同じ。)のうち、当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定において当該相手国居住者等の所得として取り扱われるもの(次項において「相手国居住者等配当」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第百七十七条、第一百九十九条若しくは第二百一十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の三の二第一項、第三十七条の十一の四第一項、第四十条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項、第四十二条第一項若しくは第二项若しくは第四十二条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用については、当該限度税率が当該配当又は譲渡収益に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当又は譲渡収益につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。
相手国居住者等が支払を受ける相手国居住者等配当であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第一百六十四条第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第九条の三の二第一項、第三十二条、第一百六十九条、第一百七十一条、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二百六十九条、第一百七十一条、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項、第三十七条の十一の四第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十二条の十第一項、第四十二条第一項及び第二项並びに第四十一条の十二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。
外国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において当該外国法人の株主等である者(当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われる部分(次項において「株主等配当」という。)であつて限度税率を定める当

施特例法第三条の二第十五項第三号の規定により読み替えられた第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得等の金額」という。」の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同条第一項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額」と読み替えるものとする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第六百六十六条において準用する同法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第三条第一項に規定する一般利子等に該当するものであつて第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（以下この項において「特定利子」という。）に係る利子所得については、同条第一項の規定は、適用しない。

この場合において、当該特定利子に係る利子所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定利子に係る利子所得の金額（以下この項において「特定利子に係る利子所得の金額」という。）に対し、特定利子に係る利子所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。

前項後段の規定の適用がある場合は、次に定めるところによる。

一 首項の規定の適用がなき場合に於ては、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二第十六項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する特定利子に係る利子所得の金額（以下「特定利子に係る利子所得の金額」という。）」とす
る。

二 所得税法第六十九条の規定の適用について、は、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、各法種の所得の金額(特定七号に係る利息所得の金額を除く。)とする。

三 所得税法第七十一条及び第七十二条から第八条までの規定の適用については、これらの規定(「六号所得金額」、「七号所得金額」、「八号所得金額」、「九号所得金額」)による。

四 規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額 特定利子に係る利子所得の金額」とする。
所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約等実施特例法第三条の二第二十六項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）」と、同項第一号中「課税総

所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定利子に係る利子所得の金額」(租税条約等実施特例法第三条の一第十七項第三号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで(雜損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定利子に係る课税利子所得の金額」という。)の合計額」と、同項第二号及び第三号中「课税総

所得の額」とあるのは「課税総所得金額及び特定利子に係る課税利子所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定利子に係る課税利子所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特約等実施特例法第三条の二第十一

六項（配当又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）の規定による所得税の額」とする。
五 前各号に定めるもののほか、所得税法第一編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定のある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定収益分配に係る配当所得の金額を除く。）」とする。
四 所得税法第七十七条及び第七十二条から第八十七条规定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定収益分配に係る配当所得の金額」とする。
五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約等実施特例法第三条の二第十八条（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定収益分配に係る配当所得の金額（租税条約等実施特例法第三条の二第十九項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定収益分配に係る課税配当所得の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定収益分配に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定収益分配に係る課税配当所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約等実施特例法第三条の二第十八条（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）」の規定による所得税の額」とする。

二
特定収益分配に係る配当所得の金額は、その年中の特定収益分配の収入金額とする。
所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二第十八項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額（以下「特定収益分配に係る配当所得の金額」という。）」とする。

居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に該当するものであつて第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「特定収益分配」という。）に係る配当所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定収益分配に係る配当所得については、所得稅法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定収益分配に係る配当所得の金額（以下この項において「特定収益分配に係る配当所得の金額」という。）に対し、特定収益分配に係る配当所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得稅を課する。

前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

居住者が支払若しくは交付を受け、又は受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等に該当するものであつて第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「特定懸賞金等」という。）に係る一時所得については、同一条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定懸賞金等に係る一時所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定懸賞金等に係る一時所得の金額（以下この項において「特定懸賞金等に係る一時所得の金額」という。）に対し、特定懸賞金等に係る一時所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住

所得等の金額」という。)の合計額と、同項第一号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要特定配当等に係る課税配当所得等の金額の合計額」とある条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、申告不要特定配当等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約等実施特例法第三条の第二十項(配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)」の規定による所得税の額とする。

前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項を定めることとする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「もののを除く。」とあるのは「ものを除く。」及び租税条約等実施特例法第三条の二第二十項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する申告不要特定配当等に係るもの」と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約等実施特例法第三条の二第二十項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要特定配当等に係る配当所得等の金額（租税条約等実施特例法第三条の二第二十一項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雜損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「申告不要特定配当等に係る課税配当

三　所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（申告不要特定配当等に係る配当所得等の金額を除く。）」とする。
四　所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要特定配当等に係る配当所得等の金額」とする。

り読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の二十(租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあつては、百分の十五)の税率から適用限度税率を控除して得た率(当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十(租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあつては、百分の十五)の税率)を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

二 申告不要特定配当等に係る配当所得の金額は、その年中の申告不要特定配当等の収入金額とする。

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第三

4 地方税法第二十四条第一項第五号及び第六号、第三十二条第十一項及び第十三項、第七十一条の五、第七十一条の六、第七十一条の八から第七十一条の二十二まで、第七十一条の二十六から第七十一条の四十三まで、第七十一条の四十七並びに第三百十三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条

4 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号口に規定する国外一般公社債等の利子等及び同号三に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて第一項又は前項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「条約適用利子等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の一（当該個人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、五分の一）を乗じて得た率（当該個人が前項の規定の適用を受ける場合には、百分の二（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）の税率）を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割（地方税法第二十三条第一項第一号に掲げる所得割をいう。次項、第六項及び第八項において同じ。）を課する。

二 一 条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の条約適用利子等の収入金額及び総収入金額の合計額とする。
二 一 也ハ税法第二二二三条第一項（第二号ハテラ第ニ号イヘテ、第二十二号ヨ又バ第二十二号イヘテ）、第二十二号ヨ又バ第二十二号イヘテ、第二十二号ヨ又バ第二十二号イヘテ

十三号に係る部分に限る)、第二十四条の五第一項(第二号に係る部分に限る)、第三十四条第一項(第十号の二に係る部分に限る)及び第九項、第三十七条、附則第四条第四項並びに附則第四条の二第四項の規定の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という)、第三条の二の二第二項に規定する条約適用利子等の額」とする。

四 三 一道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる。所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十七項第二号、第十九項第三号、第二十三項第三号及び第二十五項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三十二条第九項（雜損失金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらを見定中「卷戻是金額」とあるのは、「卷戻是金額、且税率内率並専待

例法第三条の一の二第四項に規定する条約適用利子等の額とする。

附則第三条の二第一項及び同法第三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の第二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二第四項に規定する約款適用利子等の額」と、同項前段並びに同法第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同法第三十七条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租

税約等実施特例法第三条の「一」第四項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び租税条例等実施特例法第三条の二」第四項に規定する条約適用利子等の額(同条第五項第四号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」とする。

七、地方税法附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

第一項第五号に掲げる特定外國配当等のうち、地方税法第二十三条第一項内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外國配当等のうち、地方税法第二十三条规定の適用を受けるもの（以下この項から第十九条までにこれらについて「省内箇目当等」という。）については、同法第三十二条第一項の規定による。

項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得の金額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第八項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の二（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の二（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）の税率）を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り適用する。

第六項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

二、地方税法第二十三条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条

三、道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第二十一項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額」、租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。

五 地方税法第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条の四第一項、附則第五条の五第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、同法第三十七条の二第一項並びに附則第五条の五第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段並びに同法第三十七条の二、第三十七条の四、附則第五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段並びに同法第三十七条の二、第三十七条の四、附則第五条第一項並びに附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」とあるのは、「所得割の額」と、同法第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは、「適用した場合の所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」とあるのは、「所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」とあるのは、「所得割の額」とする。

六 地方税法附則第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは、「適用した場合の所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

七 地方税法附則第五条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは、「配当等に係るもの及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは、「適用した場合の所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

八 第二項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法附則第五条第八項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」とあるのは、「所得割の額」とあるものほか、第六項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

九 第一項の規定の適用がある場合（第六項の規定の適用がある場合を除く。）における地方税法第三十七条の四の規定の適用については、同条中「又は同条第十五項」とあるのは、「若しくは第三十七条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。

三 三項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「条約適用利子等」という。）については、同法第三百十三条第一項及び第一項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合は、五分の四）を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割（同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいう。次項、第十二項及び第十四項において同じ。）を課する。

十一 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の条約適用利子等の収入金額及び総収入金額の合計額とする。

二 地方税法第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項、第三百四十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三百四十四条の六、附則第四条第十項並びに附則第四条の二第十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

三 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十七項第二号、第十九項第三号、第二十三項第三号及び第二十五項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三百三十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百四十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

五 地方税法第三百三十四条の六から第三百三十四条の人まで、第三百三十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、同法第三百三十四条の六中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同法第三百三十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段並びに同法第三百三十四条の八、第三百三十四条の九第一項、附則第五条第三项、附則第五条の四第六項及び附則第五条の二第五項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二第十項に規定する市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び同法第三百三十四条の二第二十項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二第二十項に規定する市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法第三百三十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二第二十項に規定する市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法第三百三十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは、「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項及び同法附則第五条の五第二項の規定の適用による利子等の額）の合計額」と、同法第三百三十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは、「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項及び同法附則第五条の五第二項の規定の適用による利子等の額）の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは、「所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とする。

七 地方税法附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法附則第五条の八第四項及び附則第五条の十二第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

八 前各号に定めるものほか、地方税法第三百七十七条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項から第十四項までにおいて「条約適用配当等」という。）については、同法第三百三十三条第一項及び第二項並びに第三百四十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得の金額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第十四項第四号の規定により読み替えられた同法第三百四十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割を課する。

前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る地方税法第三百七十七条の三第一項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき限り、適用する。

第十二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得の金額は、その前年中の条約適用配当等の収入金額とする。

二 地方税法第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）（第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項、第三百四十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三百四十六条、附則第四条第十項並びに附則第四条の二第二十項の規定の適用については、同法第三百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

三 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第二十一項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三百十三条规定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第二十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

五 地方税法第三百四十四条の六から第三百四十四条の八まで、第三百四十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第二五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、同法第三百四十四条の六中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第二十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法第三百四十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等実施

特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段並びに同法第三百四十四条の八、第三百四十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法第三百四十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条第三項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額(同条第十四項第四号の規定により読み替えて適用される第三百四十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中の「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条の八第四項及び附則第五条の十二第三項中「所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

七 八 第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条の八第四項及び附則第五条の十二第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

八 前各号に定めるもののほか、第十二項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第一項の規定の適用がある場合(第十二項の規定の適用がある場合を除く。)における地方税法第三百四十四条の九の規定の適用については、同条第一項中「又は同条第十五項」とあるのは「若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という)」第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第十三項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について同条第一項の規定及び第二章第一節第五款の規定により配当額を課されたとき、又は第三百三十三条第十五項」と、同条第三項中「第三十七条の四」とあるのは「租税条約等実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される第三十七条の四」とする。

九 第四項、第六項、第十項及び第十二項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得稅法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

- 第三号、第一百六十四条第一項及び第一百六十五条から第百六十五号の六まで並びに法人税法第八条及び第一百四十二条から第百四十四条の二の三までの規定の適用はないものとする。
- 7 第一項、第三項及び第五項に規定する所得税額又は法人税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を得た金額とする。
- 8 第一項、第三項及び第五項の場合において、当該租税条約の限度税率が住民税（道府県民税、市町村民税及び都民税をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）をも含めて規定されているときは、これらの規定の法人税の軽減額の計算に係る限度税率は、当該租税条約に規定する限度税率を地方法人税法第十条第一項の税率と次条第一項に規定する住民税の法人税割の標準税率との合計に一を加えた数で除したものとして政令で定める税率とする。
- （配当等又は譲渡収益に係る住民税等の課税の特例）
- 第五条 租税条約が住民税についても適用がある場合において、相手国居住者等である法人に対し住民税を課するときは、その課税標準である法人税額のうち前条第一項、第三項及び第五項に規定する所得に對応する部分の金額に係る税率は、地方税法第五十一条第一項又は第三百四十四条の四第一項（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する法人税割の標準税率とする。
- 2 前項に規定するその課税標準である法人税額のうち前条第一項、第三項及び第五項に規定する所得に對応する部分の金額から同条第一項、第三項及び第五項に規定する法人税割の標準税率とする。
- 3 二以上の都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けたものが、地方税法第五十七条第一項又は第三百二十二条の十三第一項（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、その法人税額を關係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。
- 4 都道府県は、租税条約が事業税についても適用がある場合において、前条第一項から第六項までに規定する相手国居住者等、外國法人又は非居住者の行う事業に対し事業税を課するときは、その者が支払を受けるべきこれらの規定に規定する配当等又は譲渡収益をその課税標準に含めないものとする。
- （相手国等転出時課税の規定の適用を受けた場合の所得税の課税の特例）
- 第五条の二 相手国等の相手国等転出時課税の規定の適用を受けた所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者が、当該適用に係る資産の譲渡（同法第六十条の二第四項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）又は未決済信用取引等（同法第六十条の二第二項に規定する未決済信用取引をいい、当該相手国等におけるこれに相当するものを含む。以下この条において同じ。）若しくは未決済デリバティブ取引（同法第六十条の二第三項に規定する未決済デリバティブ取引をいい、当該相手国等におけるこれに相当するものを含む。以下この条において同じ。）の決済をした場合において、当該相手国等との間の租税条約の規定において当該譲渡又は決済による所得について課する所得税の課税標準又は所得税の額の計算に当たつて当該適用を受けたことを考慮するものとされているときは、当該資産（同法第六十条の四第一項の規定の適用があるものを除く。）については同法第六十条の四第一項に規定する外國転出時課税の規定の適用を受けた有価証券等と、当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引（同法第二項の規定の適用があるものを除く。）については同法第二項に規定する外國転出時課税の規定の適用を受けたものとみなして当該譲渡に係る」とあるのは「によ

- る所得に相当する」と、同条第二項中「をしたものとみなして算出された」とあるのは「による所得に相当する」と、「相当する」とあるのは「相当する金額として算出された金額に相当する」とする。
- 2 前項に規定する相手国等転出時課税の規定とは、相手国等における所得税法第六十条の二第一項に規定する国外転出に相当する事由その他の事由により当該相手国等に係る相手国居住者等でなくなりた場合に当該相手国等の法令の規定によりその有している資産の譲渡による所得又はその契約を締結している未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済による所得に相当する所得について同法第九十五条第一項に規定する外国所得税を課することとされているときにおける当該相手国等の法令の規定をいう。
- 3 第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- （保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）
- 第五条の二の一 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者が支払った又は控除される保険料（租税条約の規定により、当該租税条約の相手国等の社会保障制度（当該租税条約に規定する社会保障制度をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に對して支払われるもので、我が国社会保障制度に対して支払われる当該租税条約に規定する強制保険料と同様の方法並びに類似の条件及び制限に従つて取り扱うこととされるものに限る。次項において同じ。）については、同法第七十四条第二項に規定する社会保険料（第三項において「社会保険料」という。）とみなして、同法（第一百八十八条、第一百九十条及び第一百九十六条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第一百二十条第三項第一号中「に係るもの」とあるのは、「及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二の二第一項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する保険料に係るもの」とする。
- 2 前項の制限とは、租税条約の規定により保険料の金額を控除する場合において、当該控除する保険料の金額の上限を政令で定める金額とするることをいう。
- 3 相手国居住者等で恒久的施設（所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設をいう。第五項及び第六項において同じ。）を有する非居住者であるものがその給与又は報酬（同法第一百六十一条第一項第十二号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。第五項及び第六項において同じ。）から支払った又は控除される特定社会保険料（社会保険料及び当該相手国居住者等に係る租税条約の相手国等の社会保障制度に係る保険料のうち、当該租税条約の規定によりこれららの金額につき一定の金額を限度として給与又は報酬に對し租税を課さないこととされるものをいう。以下この条において同じ。）については、当該相手国居住者等の同法第一百六十五条第一項に規定する総合課税に係る所得税の課税標準及び所得税の額につき同項の規定により同法第二十八条又是第五十七条の二の規定に準じて計算する場合には、同法第二十八条第二項中「給与所得控除額」とあるのは「給与所得控除額及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二の二第三項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額」と、同条第四項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額から特定社会保険料の金額を控除した残額」と、同法第五十七条の二第一項中「残額からその超える部分の金額」とあるのは「収入金額から同項の給与所得控除額及びその超える部分の金額並びに特定社会保険料の金額」と読み替えるものとする。
- 4 前項の一定の金額とは、第二項に規定する政令で定める金額をいう。
- 5 相手国居住者等で恒久的施設を有しない非居住者であるものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けるときは、税務署長は、当該相手国居住者等に対し、当該給与又は報酬につきこれらの規定により徵収された所得税の額のうち当該支払った又は控除される特定社会保険料に對応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を還付する。
- 6 相手国居住者等で恒久的施設を有しない非居住者であるものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき所得税法第二百

十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けないときにおける同法第一百七十条及び第一百七十二条の規定の適用については、同法第一百七十条中「金額に」とあるのは「金額から租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第五条の二の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額を控除した残額に」と、同法第一百七十二条第七項第一号中「及び当該金額につき」とあるのは「当該適用を受けない部分の金額に係る特定社会保険料の金額、当該適用を受けない部分の金額から当該特定社会保険料の金額を控除した残額及び当該残額につき租税条約等実施特例法第五条の二の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の規定により読み替えた」とする。

第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき書類の特例、第五項の規定による確定申告書に添付し又は当該確定申告書の提出の際提示すべき書類の特例、第五項の規定による還付の手続その他第一項、第三項及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（保険料を支払った場合等の住民税の課税の特例）

第五条の三 租税条約が住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。第三項において同じ。）についても適用がある場合において、道府県民税の所得割（地方税法第二十三条第一項第一号に掲げる所得割をいう。）の納稅義務者が支払った又は控除される保険料（前条第一項に規定する保険料をいう。第三項において同じ。）については、同法第三十四条第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

2 地方税法第四十五条の二第三項の規定は、前項の納稅義務者（同条第一項又は第二項の規定によつて同条第一項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、前項の規定により適用される同法の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

3 租税条約が住民税についても適用がある場合において、市町村民税の所得割（地方税法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいう。）の納稅義務者が支払った又は控除される保険料については、同法第三百十四条の二第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

4 地方税法第三百七条の二第三項の規定は、前項の納稅義務者（同条第一項又は第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、前項の規定により適用される同法の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「道府県民税」とあるのは「都民税（双方居住者の取扱い）」である。

6 第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法（第十五条及び第十六条を除く。）、地方税法（当該租税条約の規定の適用を受ける住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）又は事業税に係る部分に限る。）及びこの法律（第十条の五から第十一条の十二までを除く。）の規定を適用する。

（租税条約に基づく認定）

第六条の二 相手国居住者等で、国内源泉所得（所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得（同法第六十二条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）又は法人税法第三十八条第一項に規定する国内源泉所得（同法第六十三条第一項の規定により国内源泉

泉所得とみなされるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該国内源泉所得ごとに、租税条約の規定のうち当該相手国居住者等に対する租税条約の適用に関する条件を定める規定であつて財務省令で定めるものに基づく認定（以下この条において「租税条約に基づく認定」という。）を受けることができる。

2 外国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われる部分（以下この条において「株主等所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該株主等所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

3 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定において当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国等の団体の所得として取り扱われるもの（以下この条において「第三回国團体所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該第三回国團体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

4 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において当該居住者又は内国法人が構成員となつてゐる当該租税条約の相手国等の団体の所得として取り扱われるもの（以下この条において「第三回国團体所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該第三回国團体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

5 居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この条において同じ。）又は内国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において当該居住者又は内国法人が構成員となつてゐる当該租税条約の相手国等の団体の所得として取り扱われるもの（以下この条において「第三回国團体所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該第三回国團体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

6 前各項の租税条約に基づく認定を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、その者の氏名又は名称及び住所、認定を受けることができるとする理由その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、国税庁長官に提出しなければならない。

7 国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき租税条約に基づく認定をしたとき又は当該租税条約に基づく認定をしないことを決定したときは、当該申請書を提出した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

8 国税庁長官は、租税条約に基づく認定を受けた者について、第六項に規定する理由がなくなつたと認める場合その他の政令で定める場合には、その認定を取り消すことができる。

9 国税庁の当該職員は、租税条約に基づく認定又は当該租税条約に基づく認定の取消しに係る必要な調査をることができる。

10 国税庁長官は、第八項の規定により租税条約に基づく認定を取り消した場合には、当該租税条約に基づく認定を取り消した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

11 租税条約に基づく認定を受けた者は、当該租税条約に基づく認定に係る第六項の申請書又は添付書類の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その変更の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類を国税庁長官に提出しなければならない。

12 国税庁長官は、租税条約に基づく認定をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該租税条約に基づく認定を受けた者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたとき又は当該租税条約に基づく認定を取り消したとき（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）

第七条 相手国等の法令に基づき、相手国居住者等又は居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この条において同じ。）若しくは内国法人に係る租税（当該相手国等

との間の租税条約の適用があるものに限る。)の課税標準等(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第六号イからハまでに掲げる事項をいう。次項において同じ。)又は税額等(同号ニからハまでに掲げる事項をいう。)につき更正(同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は決定(同法第二十五条の規定による決定をいう。同項において同じ。)に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等又は税額等に関し、財務大臣と当該相手国等の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われることにより、居住者の各年分の各種所得の金額(所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この項において同じ。)、内国法人の各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度(地方法人税法第七条第一項に規定する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。)の基準法人税額(同法第六条第一項に規定する基準法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は相手国居住者等の各年分の各種所得の金額、各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額のうちに減額されるものがあるときは、当該居住者若しくは当該内国法人又は当該相手国居住者等の更正の請求(国税通則法第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求をいう。次項において同じ。)に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者等の各年分の各種所得の金額、当該内国法人の各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額又は当該相手国居住者等の各年分の各種所得の金額、各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額を基礎として、更正をすることができる。

2 相手国等の法令に基づき、居住者又は内国法人に係る当該相手国等の租税(当該相手国等との間の租税条約の適用があるものに限る。)の課税標準等(当該居住者又は内国法人の所得税法第九十五条第四項第一号又は法人税法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等に係るものに限る。以下この項において同じ。)につき更正又は決定に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等に係り、財務大臣と当該相手国等の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の国外所得金額(各年分の所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は内国法人の各事業年度の国外所得金額(各事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。)のうちに増額されるものがあり、かつ、これらの金額が増額されることによつて当該居住者の各年分の所得税の額又は当該内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の額若しくは各課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税の額のうちに減額されるものがあるときは、当該居住者又は当該内国法人の更正の請求に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の国外所得金額又は当該内国法人の各事業年度の国外所得金額を基礎として、更正をすることができる。

3 第一項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額のうちに相手国居住者等に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとするほか、同法第二条第十八号に規定する利益積立金額の計算に必要な事項は、政令で定める。

4 所得税法第一百五十三条(同法第六十七条において準用する場合を含む。)並びに法人税法第八十一条及び第一百四十五条並びに地方法人税法第二十四条の規定は、第一項又は第二項の更正を受ける居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

所得税法修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項又は第二項(租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)の更正

第五条	第四百五十一条	第十一条	三十一条
所得税法修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定	修正申告書を提出又は更正若しくは決定	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定

第十條 税法修正申告書を提出し、又は更正若しくは相手国等の権限ある当局との間で該当の税務署長が当該相手国等との間で協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。	
四	二において同じ。)
一	（租税条約に基づく協議等で地方税に係るものに関する手続）
二	（相手国等への情報提供）
三	（第八条の二）財務大臣は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局（以下この条において「相手国等税務当局」という。）に対し、当該相手国等との間の租税条約等に定めるところにより、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
四	（第八条の二）我が国がこの項の規定により提供する情報が当該相手国等税務当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき（事後に次項の規定による同意を得て使用されるときを除く。）。
五	（第八条の二）当該相手国等から当該情報の提供の要請があつた場合には、当該相手国等税務当局が当該要請に係る情報を入手するために通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき。
六	（第八条の二）（当該手段を用いることが著しく困難であると認められるときを除く。）。
七	（第八条の二）財務大臣は、租税条約等に定めるところにより、当該租税条約等に係る相手国等税務当局から要請があつたときは、前項の規定により提供した情報を当該要請に係る当該租税条約等の相手国等の刑事件（当該相手国等の租税に関する刑事件その他当該相手国等税務当局が調査を行ふ犯則事件を除く。以下この項において同じ。）の検査又は審判（以下この項において「検査等」という。）に使用することについて同意をすることができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
八	（第八条の二）当該要請に係る刑事件の検査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について検査等を行う目的で行われたものと認められるとき。
九	（第八条の二）当該要請に係る刑事件の検査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三　当該同意をすること我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼすおそれがあると認め

3
られるとき
財務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当し

(相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権)ないことは、いへて法務大臣の確認を受けなければならぬい

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査（当該相手国等の刑事案件の捜査その他当該相手国等の租税に関する調査）を実施する場合においては、前項の規定に拘泥しないで、その権限を充てて行う。

等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査を除く)に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条第一項の規定により当該情報の提供のために、当該要請において

特定された者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記

録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十条の二において同じ)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の十二第一項並びに第

十三条第四項第二号及び第十号において同じ。」その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に基づいて行う情報の提供のための調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

い。前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならな

(身分証明書の携帯等)
第十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条第一項の規定による質問、検査又は提示若

しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の質問、検査又は領置)

の相手国等から当該相手国等の租税に関する法令を執行する當局が行う犯則事件の調査に必要な情報（以下この条、次条第一項及び第十条の三において「必要

所持するに堪へず。其の外物を相至りて、又に其の外物を相思いに持てしむるに堪へず。

いて、必要があると認めるときは、その所轄官署の所在地を管轄する地方裁判所の検察官があらかじめ発する許可状により、臨検、提供対象者の身体、物件若しくは住居その他の場所の捜索、

第八条の二第一項の規定により当該必要犯則情報の提供を行うために必要な物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有

する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。第五項及び第十条の四において同じ。)をすることができる。ただし、

提供対象者が当該犯則事件の犯則嫌疑者以外の者である場合には、当該提供対象者の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場

合に限り、検索をすることができる。

物語りくは場所
言ひ扱ひうるゝ物語りに雷石白

記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発令する許可状により、同項の事務を扱うことができる。
國税局又は國稅署の當該職員は、第一項又は前項の許可狀（以下この条及び次条迄お

4
いて「許可状」ということを請求する場合においては、相手国等の犯則事件が存在すると認められる資料及び第一項の書面を提出しなければならない。

前項の規定による請求があつた場合には、地方裁判所の裁判官は、相手国等の犯則事件

の犯則 嫌疑者の氏名（法人（人格のない）社団等を含む。第十三条第五項において同じ。）については、名称（罪名並びに臨検すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手す

ることができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を国税庁、国税局又は税務署の当該職員に交付しなければならない。

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の通信事務を取り扱う者に対する
訓令文）

第十条の三の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十条の二の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、前条第一項の書面がある場合において、必要があると認めるとき

は、許可状の交付を受けて、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者から発し、又は相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、相手国等の犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付

を受けて、これを差し押さえることができる。

の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。
(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の鑑定等の嘱託)
第十条の三の三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八条の二第一項の規定により必要犯

則情報の提供を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

(国税通則法の犯則事件の調査に関する規定の準用)
第十条の四 第十条の二の質問、検査若しくは領置、第十条の三の臨検、捜索、差押え若しくは記録命令、差押え、第十条の三の二の差押え又は前条の鑑定の嘱託については、この法律に特別の

定めがあるもののほか、その性質に反しない限り、国税通則法第十一章第一節の規定を準用する。

第十条の五 平成二十九年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者は、その者（特定取引を行う者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実

質的支配者があるときには、当該特定法人及びその実質的支配者とし、特定取引を行う者が特定組合員等（信託の受託者）にあつては、当該信託が第八項第七号イに掲げる法人等に該当する場合における当該受託者に限る。（以下この項において同じ。）である場合には、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る第八項第六号イからハまでに掲げるものとする。以下この条、次条第一項及び第十条の八第一項において「特定対象者」という。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の総務省令、財務省令

で定める事項を記載しない。届出書を、その特定取引を行いう際、当該報告金機関等の営業所等の省に提出する場合においては、当該報告書に記載してある事項の旨を准拠所等の長は、必ずうなづかせしめられ、財務省令で定めらるところにより、当該届出書にて記載してある事項の旨を准拠所等の長は、必ずうなづかせしめられ、

象者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域（第六項及び第七項、次条第一項並びに第十条の八第一項において「住所等所在地国」という。）と認められる国又は地域を特定しなければならない。ただし、次項の規定による届出書の提出を受けた場合は、この限りでない。

一 令和七年十二月三十一日以前に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者で同日において当該特定取引（特定取引につき前項の規定による届出書を提出すべき場合における当該特定取引を除く。）に係る契約を締結しているもの（令和七年十二月三十

き場合においては、該特定期引取を除くに依る取引を継続してしむるに、今後六月十二月三十日（特定取引による契約が政令で定めるもの）にあつては、政令で定める日）

（三）特定取引を行つた日から二年を経過する日（特定取引に係る契約で政令で定めるものにあつては、政令で定める日）

している場合を除き、第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項及び当該特定取引に関する総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書を、当該特定取引に係る報告金融機関等の営業所等の長に提出することができる。この場合において、当該届出書の提出をする者は、当

該届出書の提出をする報告金融機関等の営業所等の長に特定対象者の居住地図の確認のための書類として総務省令、財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該届出書の提出を受ける報告金融機関等の営業所等の長は、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該

届出書に記載されている事項を確認しなければならないものとする。
4 第一項又は前項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に記載された事項のうち特定
対象者の居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項について異動を生じた場合には、そ

の異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の總務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条、次条第一項及び第十条の八第一項において「異動届出書」という。）を、その異動を生じた日（その異

動を生じた事項がその者に係る実質的支配者に係るものである場合にあつては、その異動を生じたことを知つた日）から三月を経過する日（その者が法人又は特定組合員等である場合には、政令で定める日）までに、これらの規定に規定する報告金融機関等の営業所等の長に提出しなけれ

る。当該異動届出書の提出をした後、再びその異動を生じた場合についても、同様とする。第一項後段の規定は、前項の規定により異動届出書が提出された場合について準用する。

報告金融機関等は、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は第四項の規定により提出された異動届出書（以下この項において「届出書等」という。）に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その

他の総務省令、財務省令で定める事項と異なることを示す総務省令、財務省令で定める情報（以下二の項及び次項において「新情報」という。）を取得した場合は、政令で定めるところによ

他の総務省令、財務省令で定める事項と異なることを示す総務省令、財務省令で定める情報（以下二の項及び次項において「新情報」という。）を取得した場合は、政令で定めるところによ

この場合に、政令で定める日までに、当該届出書等を提出した者に対し第四項の規定による異動届出書の提出の要求をし、又は当該報告金融機関等の保有する当該特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定をしなければならない。当該要求又は特定の時から同項の規定による異動届出書の提出までの間に、特定対象者の住

所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が当該要求又は特定の基準となつたものと異なることを示す新情報を取得した場合についても、同様とする。

7 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。この場合において、同項中「その取得の日」の」とあるのは、「次項各号に掲げる場合に該当することとなつた日の」と、「取得の日から」とあるのは、「該当することとなつた日から」と、「日（当該）とあるのは、「日（）」と、「当該届出書等を提出した者に対し第四項」とあるのは、「第二項第一号の特定取引を行つた者に対し第三項」と、「異動届出書の提出の」とあるのは、「届出書の提出及び書類の提示の」と読み替えるものとする。

一 特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定した国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合

二 第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定した場合において、報告金融機関等の保有する情報のうち第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項（居住地国を除く。）に相当する事項として総務省令、財務省令で定めるものと異なることを示す新情報を取得したとき。

三 第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において、当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報を取得したときの他政令で定める場合

8 この条から第十条の八までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 報告金融機関等 銀行その他の政令で定める者をいう。

二 営業所等 国内（この法律の施行地をいう。次条第一項、第十条の九第五項第二号及び第十一条の十第一項において同じ。）にある営業所又は事務所（報告金融機関等のうち政令で定める者）にあつては、政令で定める場所）をいう。

三 特定取引 預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引をいう。

四 特定法人 その発行する株式が外国金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。次条第一項において同じ。）において上場されている法人その他の政令で定める法人以外の法人をいう。

五 実質的支配者 法人の事業經營を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令 特定組合員等 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。

六 特定組合員 法人の事業經營を実質的に支配することができるものとして政令で定める者をいう。

イ 組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。）又は匿名組合契約等（匿名組合契約及び外国におけるこれに類する契約をいう。イにおいて同じ。）をいう。イにおいて同じ）によつて成立する組合 組合契約を締結している組合員（匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて、特定取引を当該事業体の業務として行う者ハ 信託 信託の受託者であつて、特定取引を当該信託の業務として行うものロ 居住地国 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいう。イ 外国の法令において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて住所を有し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、又は当該外国の国籍を有することその他これに類する基準により、所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている個人又は法人等（法人又は前号イからハまでに掲げるものをいう。以下この号において同じ。）当該外国

ロ 外国にその財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が所在する法人等（イに掲げる法人等、内国法人及び信託を除く。）当該外国

ハ 居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。第十条の九第五項第七号ハにおいて同じ。）又は法人等（イ及びロに掲げる法人等及び信託を除く。）我が国

一 第一項の特定取引を行う者若しくは第三項の特定取引に係る契約を締結している者又はこれら等を提出した者は、これらの規定による届出書又は第四項の規定による異動届出書の提出に代えて、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であつて総務省令、財務省令で定める方法をいう。第十条の九第六項並びに第十三条第四項第三号及び第五号において同じ。）により提供することができる。この場合において、これらの者は、これらの届出書を提出したものとみなす。

10 特定取引を行つたとみられる者（報告金融機関等その他の政令で定める者を除く。）が単なる名義人（外国におけるこれに相当するものを含む。）であつて、当該特定取引に係る契約の利益を享受せず、その者以外の者が当該特定取引に係る契約の利益を享受する場合には、当該特定取引は、当該利益を享受する者が行つたものとして、この条から第十条の八までの規定を適用する。

9 第九項及び第十項に定めるものほか、第一項から第七項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の六 報告金融機関等による報告事項の提供（報告金融機関等による報告事項の提供）

11 令和八年一月一日以後に報告金融機関等に該当することとなつた者についての第二項の規定の適用については、同項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは、「報告金融機関等に該当することとなつた日として政令で定める日（以下この号において「該当日」という。）と、「同一日」とあるのは、「該当日」と、「令和九年十二月三十一日」とあるのは、「該当日から二年を経過する日」とする。

12 第九項及び第十項に定めるものほか、第一項から第七項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

二 前項に規定する報告対象契約とは、特定取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。

一 特定居住地国が相手国等のうち総務省令、財務省令で定める国又は地域（以下この項において「報告対象国」という。）である者（特定居住地国が報告対象国である前条第八項第六号イからハまでに掲げるものに係る特定組合員等を含む。）が締結しているもの

二 特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人で、当該特定法人に係る実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているものとして政令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、報告金融機関等による報告が必要なものとして政令で定めるもの

3 第一項に規定する報告対象契約が終了した場合の報告事項の提供の特例その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。（特定取引を行つた者等による報告事項の提供の回避を主たる目的とする行為等があつた場合の特例）

第十条の七 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者若しくはその関係者又は当該報告金融機関等が、当該特定取引に係る契約に関する報告事項について、前条第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行つた場合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる行為に限る。）を行つた場合には、これらの行為がなかつたものとして、前二条の規定を適用する。

2 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者若しくはその関係者又は当該報告金融機関等が、当該特定取引に係る契約に関する報告事項について、前条第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行わざると認められる行為を行わなかつた場合又はその行為があつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該特定取引に係る契約に関する報告事項に係る行為に限る。）を行わなかつた場合には、これららの行為があつたものとして、前二条の規定を適用する。

第十条の八 報告金融機関等は、第十条の五第一項若しくは第三項の規定による届出書の提出若しくは同条第四項の規定による異動届出書の提出を受けた場合、同条第二項若しくは第六項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による特定対象者の住所所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行つた場合又は同条第六項の規定による要求をした場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、特定対象者の特定居住地国に関する事項その他の総務省令、財務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 報告金融機関等は、前項の規定により作成した記録を、当該記録に係る特定取引に係る契約が終了した日その他の総務省令、財務省令で定める日の属する年の翌年から五年間、保存しなければならない。（暗号資産等取引を行う者の届出書の提出等）

第十条の九 次の各号に掲げる者は、その者（次の各号に掲げる者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者があるときにおいては、当該特定法人及びその実質的支配者として、次の各号に掲げる者が特定組合員等（信託の受託者にあつては、当該信託が第五項第七号イに掲げる法人等に該当する場合における当該受託者に限る。以下この項において同じ。）である場合にあつては、当該各号の暗号資産等取引を行つた者として行う当該特定組合員等に係る第五項第六号イからハまでに掲げるものとする。以下この条、次条第一項及び第十条の十二第一項において「特定対象者」という。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条、次条第一項及び第十条の十二第一項において「異動届出書」という。）を、その異動を生じた日（その異動を生じた日）から三月を経過する日までに、前項に規定する報告暗号資産交換業者等の営業所等の規定により提出しなければならない。当該異動届出書の提出をした後、再びその異動を生じた場合についても、同様とする。

3 第一項後段の規定は、前項の規定により異動届出書が提出された場合について準用する。

4 報告暗号資産交換業者等は、特定対象者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項、次条第一項及び第十条の十二第一項において「住所等所在国」という。）と認められる国又は地域その他の事実が第一項の規定により提出された届出書又は第二項の規定により提出された異動届出書（以下この項において「届出書等」という。）に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項と異なることを示す総務省令、財務省令で定める情報（以下この項において「新情報」という。）を取得した場合には、政令で定めるところにより、その取得の日から三月を経過する日までに、当該届出書等を提出した者に対し第二項の規定による異動届出書の提出の要求をし、又は当該報告暗号資産交換業者等の保有する当該特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在国と認められる国若しくは地域の特定をしなければならない。当該要求又は特定の時から同項の規定による異動届出書の提出までの間に、特定対象者の住所等所在国と認められる国又は地域その他の事実が当該要求又は特定の基因となつたものと異なることを示す新情報を取得した場合についても、同様とする。

5 この条から第十条の十二までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 報告暗号資産交換業者等 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する報告暗号資産交換業者その他の政令で定める者をいう。

二 営業所等 国内にある営業所又は事務所をいう。

三 暗号資産等取引 暗号資産等（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産その他の政令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の売買その他の政令で定める行為（同項において「暗号資産等売買等」という。）を行ふことを内容とする契約の締結をいう。

四 特定法人 その発行する株式が外国金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。次条第一項において同じ。）において上場されている法人その他の政令で定める法人以外の法人をいう。

五 実質的支配者 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令、財務省令で定める者をいう。

六 特定組合員等 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。

イ 組合契約（民法第六百六十七条规定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。）又は匿名組合契約等（匿名組合契約及び外国におけるこれに類する契約をいう。イにおいて同じ。）をいう。イにおいて同じ。）によつて成立する組合、組合契約を締結している組合員（匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者）であつて、暗号資産等取引を当該組合契約によつて成立する組合の業務として行うもの

ハ 信託 信託の受託者であつて、暗号資産等取引を当該事業体の業務として行うもの

ロ イに掲げる組合に準ずる事業体 暗号資産等取引を当該事業体の業務として行うもの

- 七 居住地国 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいう。
- イ 外国の法令において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、その事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、又は当該外国の国籍を有することその他これに類する基準により、所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている個人又は法人等（法人又は前号イからハまでに掲げるものをいう。以下この号において同じ。）当該外国にその財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が所在する法人等（イに掲げる法人等、内國法人及び信託を除く。）当該外国ハ居住者又は法人等（イ及びロに掲げる法人等並びに信託を除く。）我が國ハ第一項各号に掲げる者又は同項の規定による届出書を提出した者は、同項の規定による届出書を提出に代えて、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、これらの者は、これらの届出書を提出したものとのみなす。
- 8 前二項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）
- 7 暗号資産等取引を行つたとみられる者（報告暗号資産交換業者等、第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等その他の政令で定める者を除く。）が単なる名義人（外国におけるこれに相当するものを含む。）であつて、当該暗号資産等取引に係る契約の利益を享受せず、その者以外の者が当該暗号資産等取引に係る契約の利益を享受する場合には、当該暗号資産等取引は、当該利益を享受する者が行つたものとして、この条から第十条の十二までの規定を適用する。
- 8 前二項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）
- 第九条の十 報告暗号資産交換業者等は、その年の十二月三十一日において当該報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行つた者（その発行する株式が外国金融商品取引所において上場されている法人その他の政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合又はその年中にその者の締結していた報告対象契約が終了した場合には、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定居住地国（前条第一項の規定により提出された届出書若しくは同条第二項の規定により提出された異動届出書に特定対象者の居住地国として記載された国若しくは地域又は同条第四項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域として特定された国若しくは地域をいう。次項及び第十二条第一項において同じ。）、その年において当該報告暗号資産交換業者等との間で行われた暗号資産等売買等に係る暗号資産等の種類ごとの名称、当該種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額その他の総務省令、財務省令で定める事項（第二号及び次条において「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告暗号資産交換業者等の本店又は主たる事務所の所在地（当該報告暗号資産交換業者等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合には、政令で定める場所）の所轄税務署長に提供しなければならない。
- 一 総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織を使用する方法として総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法
- 二 当該報告事項を記録した光ディスクその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法
- 一 特定居住地国が相手国等のうち総務省令、財務省令で定める国又は地域（以下この項において「報告対象国」という。）である者（特定居住地国が報告対象国である前条第五項第六号イからハまでに掲げるものに係る特定組合員等を含む。）が締結しているもの
- 二 特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人で、当該特定法人に係る実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているもの
- 3 第十一条の十四 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項（第十条の六第一項又は第十条の十第一項に規定する報告事項をいう。以下この項及び次項において同じ。）の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者のこれらの規定に規定する報告対象契約に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。
- 2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。
- 3 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（身分証明書の携帯等）
- 第十一条の十五 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。（相手国等の租税の徴収の共助）
- 第一項の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該租税条約等に規定する租税債権（当該租税条約等の規定により徴収のための財産の保全の共助の対象となる当該相手国等の租税債権に限る。以下この条において「共助対象外国租税」という。）の徴収の共助又は共助対象外国租税のための財産の保全の共助の要請があつたときは、当該要請

において特定された者（以下この条において「共助対象者」という。）の住所、居所、本店、支店、事務所その他これらに準ずるもの又は当該共助対象者に係る財産の所在地を所轄する国税局長（国税庁長官が必要と認めた場合には国税庁長官が指定する国税局長とし、これらの国税局長が必要と認めた場合にはその国税局長が指定する税務署長とする。以下この条において「所轄国税局長等」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該要請に係る共助の実施の決定（以下この条において「共助実施決定」という。）をする。

う機会を与えていないと認められるとき。

に通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき。

（第二百二十五号）第一百七十八条第一項若しくは第二百三十五条第六項（同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百四条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に關する法律（平成八年法律第九十五号）第一百二十五条第

一項若しくは第二百九十五条第一項の規定により、当該共助対象者が当該共助対象外国租税の全額についてその責任を免れて いるとき。

五
イ　当該要請が当該共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請である場合には、
共助対象外国租税につき次に掲げる事由のいずれにも該当しないとき。
イ　当該要請が当該共助対象外国租税の金額につき当該手取国等の法令により確定した後こな

されたものであるときは、当該要請の時において当該共助対象外国租税につき国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第四十七条の規定により差押えをすることができる場合

に相当する場合に該当すること。

三十八条第三項又は国税徴収法第百五十九条第一項の規定により差押えをすることができる場合に相当する場合に該当すること。

前項の規定による共助実施決定は、所轄国税局長等が、次に掲げる事項を記載した共助実施決定通知書を共助対象者に対し送達して行う。
一 租税条約等及び当該租税条約等の相手國等の名称

二
一
和税等の名稱及びて二言和科和税等の種三目等の名稱
共助対象外国租税の徵收の共助又は徵收のための財産の保全の共助の別
共助対象外国租税の名称

第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百二十六条又は第二百九十九条において準用する場合を含む）。又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十九条第三項（投

資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一百六十四条第四項又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第一百八十条第四項において準用する場合を除く。この規定による場合によつて准用される場合を「後」の項に規定する。

五 その他財務省令で定める事項

おいて「徵収共助実施決定」という。をしたときは、当該徵収共助実施決定に係る共助対象外國租税（その滞納処分費を含む。）を徵収するものとし、共助対象外國租税の徵収のための財産の保全の共助の要請に係る共助実施決定（以下この条において「保全共助実施決定」という。）をしたときは、当該保全共助実施決定に係る共助対象外國租税（その滞納処分費を含む。）の徵収のための財産の保全をするものとする。

第四十一条第一項	第四十六条第一項	第四项前段	第四项後段				
第五項	第四十六条第一項	第五項	第六項				
第六項	第四十六条第二項	第七項	第八項				
一項 第五十二条第三項	第五十一条第一項 第五十二条第三項	第四十九条第一項 第四十九条第一項 第四十九条第一項 第四十九条第一項 第四十九条第一項	第四十六条第一項 第四十六条第一項 第四十六条第一項 第四十六条第一項 第四十六条第一項	第四十六条第一項 第四十六条第一項 第四十六条第一項 第四十六条第一項 第四十六条第一項	第四十六条第一項 第四十六条第一項 第四十六条第一項 第四十六条第一項 第四十六条第一項	第四十六条第一項 第四十六条第一項 第四十六条第一項 第四十六条第一項 第四十六条第一項	第四十六条第一項 第四十六条第一項 第四十六条第一項 第四十六条第一項 第四十六条第一項
完納されない	完納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付
相手国等において完納されない	任意提供	徴収	徴収	徴収の猶予	徴収の猶予	徴収の猶予	徴収の猶予
相手国等（租税条約等実施特例法第二条第三号（定義）に規定する相手国等をいい、租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費にあつては、我が国とする。第六項を除き、以下同じ。）に一時に	任意提供をした	に納付	に納付した	一時に	徴収を	徴収	徴収を
相手国等（租税条約等実施特例法第二条第三号（定義）に規定する相手国等をいい、租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費にあつては、我が国とする。第六項を除き、以下同じ。）に一時に	任意提供をした	に納付	に納付した	一時に	徴収を	徴収	徴収を

國稅徵收及法

5	第六百五十九条	前項の通知 納稅義務があると認められる者	納付すべき額の確定 通知に係る保全差押金額	保全共助実施決定 保全共助対象者
6	五百九十九条、第八項及び第十項	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号 監督促進 租税条約等実施特例法第十一條第一項（相手国等の租税の徵収の共助）に規定する共助実施決定又は督促
7	第七項、第八項及び第十項	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号 租税条約等実施特例法第十一條第一項（相手国等の租税の徵収の共助）に規定する共助実施決定又は督促
8	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号 租税条約等の規定により当該共助を中断すべき又は中断することができる場合に該当する事が発生した旨の通知があつた場合には、所轄国税局長等は、當該共助対象外国租税に係る共助の中止の決定をするものとする。この場合において、所轄国税局長等は當該中断の決定後において当該共助対象外国租税につき保全共助実施決定をしたときを除き新たに滞納処分（交付要求を含む）をすることができないものとし、徵収共助実施決定に係る共助対象外国租税について既に行われた差押え又は交付要求は第四項において準用する國稅徵收法第百五十九条の規定に基づき行われたものとみなす。

9	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号 所轄国税局長等は、第八項の規定による決定又は前項の規定による取消しをした場合には、それぞれその旨を共助対象者に通知しなければならないものとし、第八項の規定による決定をした場合において既に同項の交付要求が行われているときは、当該交付要求が同項の規定により第四項において準用する國稅徵收法第百五十九条第九項の規定に基づく交付要求とみなされた旨をその交付要求に係る同法第八十二条第一項に規定する執行機関に通知しなければならない。
10	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号 所轄国税局長等は、第八項の規定による決定又は前項の規定による取消しをした場合には、それぞれその旨を共助対象者に通知しなければならないものとし、第八項の規定による決定をした場合において既に同項の交付要求が行われているときは、当該交付要求が同項の規定により第四項において準用する國稅徵收法第百五十九条第九項の規定に基づく交付要求とみなされた旨をその交付要求に係る同法第八十二条第一項に規定する執行機関に通知しなければならない。
11	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号 所轄国税局長等は、第八項の規定による決定又は前項の規定による取消しをした場合には、それぞれその旨を共助対象者に通知しなければならないものとし、第八項の規定による決定をした場合において既に同項の交付要求が行われているときは、当該交付要求が同項の規定により第四項において準用する國稅徵收法第百五十九条第九項の規定に基づく交付要求とみなされた旨をその交付要求に係る同法第八十二条第一項に規定する執行機関に通知しなければならない。
12	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号 所轄国税局長等は、第八項の規定による決定又は前項の規定による取消しをした場合には、それぞれその旨を共助対象者に通知しなければならないものとし、第八項の規定による決定をした場合において既に同項の交付要求が行われているときは、当該交付要求が同項の規定により第四項において準用する國稅徵收法第百五十九条第九項の規定に基づく交付要求とみなされた旨をその交付要求に係る同法第八十二条第一項に規定する執行機関に通知しなければならない。
13	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号 所轄国税局長等は、第八項の規定による決定又は前項の規定による取消しをした場合には、それぞれその旨を共助対象者に通知しなければならないものとし、第八項の規定による決定をした場合において既に同項の交付要求が行われているときは、当該交付要求が同項の規定により第四項において準用する國稅徵收法第百五十九条第九項の規定に基づく交付要求とみなされた旨をその交付要求に係る同法第八十二条第一項に規定する執行機関に通知しなければならない。
14	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号	第一項第一号 所轄国税局長等は、第八項の規定による決定又は前項の規定による取消しをした場合には、それぞれその旨を共助対象者に通知しなければならないものとし、第八項の規定による決定をした場合において既に同項の交付要求が行われているときは、当該交付要求が同項の規定により第四項において準用する國稅徵收法第百五十九条第九項の規定に基づく交付要求とみなされた旨をその交付要求に係る同法第八十二条第一項に規定する執行機関に通知しなければならない。

の号及び次号において同じ。)に係る記載をして報告金融機関等の営業所等の長に提出し、又は第十条の五第九項の規定による電磁的方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を提供したとき(これらの違反行為に係る同項に規定する者(以下この号において「届出書提出義務者等」という。)が同条第八項第七号イ又はロに掲げる者に該当する場合(当該届出書提出義務者等が同項第六号に規定する特定組合員等である場合にあつては、当該特定組合員等が同項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託の受託者であるときを除き、当該特定組合員等に係る同項第六号イからハまでに掲げるものの同項第七号に規定する居住地国が同号イ又はロに定める外国である場合における当該特定組合員等に該当するとき)に限り。)。

四 第十条の六第一項に規定する報告事項をその提供の期限までに同項の規定による方法により税務署長に提供せず、又は同項の規定による方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を税務署長に提供したとき。

五 第十条の九第一項に規定する届出書を同項に規定する暗号資産等取引の際若しくは令和八年十二月三十一日までに報告暗号資産交換業者等(同条第五項第一号等に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。以下この号において同じ。)の営業所等(同条第五項第二号に規定する営業所等をいう。以下この号において同じ。)の長に提出せず、若しくは同条第一項に規定する届出書若しくは同条第二項に規定する異動届出書に偽りの記載をし、若しくは特定行為(第十条の十一第一項の規定によりなかつたものとされた行為又は同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行わなかつたことをいう。以下この号及び次号において同じ。)に係る記載をして報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出し、又は第十二条の九第六項の規定による電磁的方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を提供したとき(これらの違反行為に係る同項に規定する者(以下この号において「届出書提出義務者」という。)が同条第五項第七号イ又はロに掲げる者に該当する場合(当該届出書提出義務者が同項第六号に規定する特定組合員等である場合にあつては、当該特定組合員等が同項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託の受託者であるときを除き、当該特定組合員等に係る同項第六号イからハまでに掲げるものの同項第七号に規定する居住地国が同号イ又はロに定める外国である場合における当該特定組合員等に該当するとき)に限り。)。

六 第十条の十第一項に規定する報告事項をその提供の期限までに同項の規定による方法により税務署長に提供せず、又は同項の規定による方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を税務署長に提供したとき。

七 第十一条第四項において準用する国税徴収法第九十九条の二(同法第一百九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をしたとき。

八 第十一条第四項において準用する国税徴収法第一百四十二条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

九 第十一条第四項において準用する国税徴収法第一百四十二条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十 第十一条第四項において準用する国税徴収法第一百四十二条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

5 の他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前各項(前項第七号を除く。以下この号において同じ。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各項の罰金刑を科する。

6 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前各項(前項第七号を除く。以下この号において同じ。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各項の罰金刑を科する。

訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

(他の法律の廃止)
第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第百五十四号)

二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十六年法律第百六十号)

三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第二十八号)

四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第二十九号)

五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニューヨーク・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第三十号)

六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十一号)

七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十七号)

八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第百六十二号)

九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第十号)

十 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第十一号)

十一 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十一年法律第百十七号)

十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律(昭和四十二年法律第百二十八号)

十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノルウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十二年法律第百二十九号)

十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十三年法律第百三号)

第三条 第三条中所得税法第百七十条及び第百七十九条の規定に係る部分並びに第四条及び第五条の規定は、昭和四十四年一月一日(法人につき第四条又は第五条の規定を適用する場合には、当該法人の同日以後最初に開始する事業年度の開始の日)以後に支払を受けるべき配当等又は譲渡収益について適用し、これらの日前に支払を受けるべき配当等又は譲渡収益については、なお從前の例による。

2 第三条中所得税法第二百十三条第一項の規定に係る部分は、昭和四十四年一月一日以後に支払を受けるべき配当等でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用し、その他の配当等については、なお從前の例による。

附 則 (昭和五〇年三月三日法律第一六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(租税条約の実施に伴う所得税法 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第一百三十五条 第十四条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(次項において「新租税条約実施特例法」という。)第三条の二第一項の規定は、同項に規定する相手国の居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する配当等について適用し、第十四条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2 新租税条約実施特例法第三条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する外国法人が支払を受けるべき割引債の償還差益について適用する。
新租税条約実施特例法第三条の二第一項に規定する相手国居住者等所得に係る所得税又は法人税について適用し、旧租税条約実施特例法第四条第一項に規定する相手国居住者等所得に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。

2 二月三十日までの間に支払を受けるべき同項に規定する配当等がある場合には、当該配当等について、同項中「第九条の三」とあるのは、「第八条の四第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三」として、同項の規定を適用する。
(政令への委任)

第一百三十六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 一から四まで 略

イ から二まで 略 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の施行の日

ホ 六条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定(同条第一項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める部分及び「金額又は」の下に「当該特定信託の受託者である法人の」を加える部分並びに同条第二項中「連結所得の金額又は」の下に「特定信託の受託者である法人の」を加える部分及び「並びに第八十二条の五第三項及び第四項」を「第八十二条の五第三項及び第四項並びに第一百四十五条の五第二項及び第三項」に改める部分に限る。)

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)第三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等配当等について適用し、第六条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「旧租税条約実施特例法」という。)第三条の二第一項の規定は、施行日前に支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等配当等については、なお従前の例による。

2 新租税条約実施特例法第三条の二第一項に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等又は特定配当等について適用する。
新租税条約実施特例法第三条の二第二項から第十項までの規定は、施行日以後にこれららの規定に規定する相手国居住者等、外國法人、非居住者、居住者又は内国法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国团体配当等、第三国团体配当等又は特定配当等について適用する。

3 新租税条約実施特例法第三条の二第二項、第十三項、第十七項及び第十九項の規定は、施行日以後にこれららの規定に規定する相手国居住者等、外國法人、非居住者、居住者又は内国法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する第三国团体配当等、特定利子、特定収益分配特定懸賞金等又は特定給付付てん金等に係る所得税について適用する。
新租税条約実施特例法第三条の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する割引債(以下この条において「割引債」という。)の同項

に規定する償還差益(以下この条において「償還差益」という。)について適用し、旧租税条約実施特例法第三条の三に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき割引債の償還差益については、なお従前の例による。

(新租税条約実施特例法第四条第一項の規定は、同項に規定する相手国居住者等が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等所得に係る所得税又は法人税について適用し、旧租税条約実施特例法第四条第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等又は譲渡収益に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。

7 新租税条約実施特例法第四条第二項から第六項までの規定は、これらの規定に規定する相手国居住者等、外國法人又は非居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等所得、株主等所得又は相手国团体所得に係る所得税又は法人税について適用する。
(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一一月一日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 一から四まで 略

イ 第一条中地方税法第三十二条第九項、第三十四条第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項、第五項並びに第十項、第三十五条第一項並びに第三十六条から第三十七条の二までの改正規定、同法第三十七条の三の改正規定(「百分の三十二」を「五分の二」に改める部分を除く。)、同法第四十五条の二第一項の改正規定(同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする部分に限る。)、同法第四十七条、第五十三条第四十一項、第七十一条の四十七第項、第七十二条の六十七第一項並びに第七十二条の二十四の七第一項第一号ハ、第二号及び第三号並びに第二項の改正規定、同条第三項の改正規定(「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める部分を除く。)、同条第四項第一号ハ及び二、第二号並びに第三号の改正規定、同法第七十三条の十四第六項、第三百十三条规定第九項、第三百四十四条の二第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項、第五項並びに第十項、第三百四十四条の三第一項、第三百四十四条の四、第三百四十五条の六並びに第三百四十四条の七の改正規定、同法第三百二十四条の八の改正規定(場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八)を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三」に改める部分を除く。)、同法第三百五十七条の二第一項の改正規定(同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする部分に限る。)、同法第三百五十七条の三第三十一項の改正規定並びに同法第七百三十四条第三項の表の改正規定並びに同法附則第三条の三第二項の改正規定(「三十五万円を」を「三十二万円を」に改める部分を除く。)、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「三十五万円を」を「三十二万円を」に改める部分を除く。)、同条第六項の改正規定、同法附則第四条から第四条の三までの改正規定、同法附則第五条第一項の改正規定(「第三十六条」を「第三十七条」に改める部分、同項第一号の改正規定(「利益の配当」を「剩余金の配当、利益の配当」に改める部分を除く。)並びに同項第二号及び第三号の改正規定に限る。)、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定(「第三百十四条の四」を「第三百十四条の六」に改める部分、同項第一号の改正規

定（「利益の配当」を「剩余金の配当、利益の配当」に改める部分を除く。）並びに同項第二号及び第三号の改正規定に限る。）、同条第四項の改正規定、同法附則第五条の三第二項を削る改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第六条、第九条の二、第三十三条の三から第三十五条までの改正規定、同法附則第三十五条の二の改正規定（同条第二項の改正規定（除く。）の下に「その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額」を加える部分に限る。）を除く。）、同法附則第三十五条の二の二から第三十五条の二の四まで、第三十五条の二の六から第三十五条の四の二まで及び第三十五条の六から第三十七条の二までの改正規定並びに同法附則第四十条を削る改正規定並びに附則第二条、第三条、第五条第二項及び第九項から第十一項まで、第六条、第七条第四項、第八条第八項、第十一条第二項、第十二条並びに第十三条第九項の規定、附則第二十六条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第六項及び第十二項の改正規定を除く。）並びに附則第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定平成十九年四月一日

六 略

七 第一条中地方税法第三十七条の三の改正規定（「百分の三十二」を「五分の二」に改める部分に限る。）及び同法第三百十四条の八の改正規定（場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三」に改める部分に限る。）並びに同法附則第五条の二の改正規定並びに附則第五条第八項の規定、附則第二十六条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第六項及び第十二項の改正規定に限る。）並びに附則第二十七条の規定 平成二十年四月一日

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第六項又は第十二項の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）

第七十五条 第十二条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の規定は、同条第一項に規定する免税相手国居住者等が施行日以後に支払を受ける同項に規定する免稅対象の役務提供対価について適用し、第十二条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「旧租税条約実施特例法」という。）第三条第一項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価については、なお従前の例による。

2 新租税条約実施特例法第三条の二第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定は、居住者又は内国法人が施行日以後に支払を受けた同項に規定する適用し、施行日前に支払を受けるべき同条第九項に規定する特定配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の二第九項に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

3 新租税条約実施特例法第三条の二第十四項の規定は、同項に規定する非居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する申告不要第三国团体配当等に係る所得税について適用する。

4 新租税条約実施特例法第三条の二第十六項及び第十八項の規定は、居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する特定利子又は特定収益分配に係る所得税について適用し、

施行日前に支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の二第十三項又は第十五項に規定する特定利子又は特定収益分配に係る所得税については、なお従前の例による。

5 新租税条約実施特例法第三条の二第二十項の規定は、居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する申告不要特定配当等に係る所得税について適用する。

6 新租税条約実施特例法第三条の二第二十二項及び第二十四項の規定は、居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する特定懸賞金等又は特定給付補てん金等に係る所得税について適用する。

7 新租税条約実施特例法第十条の二から第十条の四までの規定は、施行日前にした行為であつても、当該行為に係る罰則事件に関する新租税条約実施特例法第十条の二に規定する必要犯則情報の提供の要請について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第二百十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年三月三〇日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から六まで 略

七 次に掲げる規定 信託法（平成十八年法律第一百八号）の施行の日

イ からりまで 略

ヌ 第十一中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

第一条の次に一条を加える改正規定、同法第三条の二の改正規定（同条第十四項及び第二十項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）

及び同法第七条第二項の改正規定並びに附則第五十六条第一項から第三項までの規定

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）

第五十六条 第一条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約実施特例法」という。）第二条の二の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる同条第一項に規定する法人課税信託（遺言によつてされた信託に該当するものにあっては信託法施行日以後に遺言がされたものに限り、新法信託に該当するものを含む。）について適用する。

2 新租税条約実施特例法第三条の二第一項から第八項までの規定は、これらの規定に規定する相手国居住者等、非居住者又は外國法人が信託法施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国团体配当等又は第三国团体配当等に適用し、第十一条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「旧租税条約実施特例法」という。）第三条の二第二項から第八項までに規定する相手国居住者等、非居住者又は外國法人が信託法施行日前に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国团体配当等又は第三国团体配当等について適用する。

3 新租税条約実施特例法第三条の二第十三項の規定は、同項に規定する非居住者又は外國法人が信託法施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する第三国团体配当等に係る所得税について適用する。

用し、旧租税条約実施特例法第三条の二第十三項に規定する非居住者又は外国法人が信託法施行前に支払を受けるべき同項に規定する第三国团体配当等に係る所得税については、なお従前の例による。

4 新租税条約実施特例法第五条の二第一項の規定は、同項に規定する居住者が施行日以後に支払又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

5 新租税条約実施特例法第五条の二第三項、第五項及び第六項の規定は、これらの規定に規定する非居住者が施行日以後に支払又は控除される同条第三項に規定する特定社会保険料について適用する。

6 新租税条約実施特例法第五条の三第一項の規定は、同項に規定する道府県民税の所得割の納稅義務者が施行日以後に支払又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

7 新租税条約実施特例法第五条の三第三項の規定は、同項に規定する市町村民税の所得割の納稅義務者が施行日以後に支払又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

8 新租税条約実施特例法第七条第一項の規定は、施行日以後に同項の更正の請求が行われる場合について適用し、施行日前に旧租税条約実施特例法第七条第一項の更正の請求が行われた場合には、なお従前の例による。

9 新租税条約実施特例法第七条第三項の規定は、施行日以後に受ける同条第一項の更正について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二〇年三月三一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日法律第二一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方税法第二十三条第一項第十五号及び第十六号、第二十四条第一項第七号並びに第七十二条の五十一第三項の改正規定並びに同法附則第五条の二及び第五条の三の改正規定並びに同法附則第三十五条の三の二削る改正規定並びに附則第三条第四項から第六項までの規定並びに同法附則第二十九条の規定(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二第九項並びに第三条の二の二第一項、第六項及び第十二項の改正規定に限る。)及び附則第三十条第一項から第四項までの規定

平成二十一年一月一日

三 第一条中地方税法第十四条の九第二項第五号、第三十四条及び第三十七条の三の改正規定、同条を同法第三十七条の四とする改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同条を同法第三十七条の三とする改正規定、同法第三十七条の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条、第四十五条の二、第四十七条第一項第五号、第七十一条の八、第三百十四条の二及び第三百十

四条の八の改正規定、同条を同法第三百十四条の八とする改正規定、同法第三百十四条の六の次に一条を加える改正規定、同条を同法第三百三十七条の二第一項及び第三項、第三百十九条、第三百十九条の二

四条の八の改正規定、同条を同法第三百十四条の九とする改正規定、同法第三百三十七条の三の改正規定、同条を同法第三百三十七条の四とする改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同条を同法第三十七条の三とする改正規定、同法第三十七条の二の二第一項、第六項及び第十二項の改正規定に限る。)

四条の八の改正規定、同条を同法第三百十四条の八とする改正規定、同法第三百三十七条の二第一項及び第三項、第三百十九条、第三百十九条の二

四条の八の改正規定、同条を同法第三百十四条の九とする改正規定、同法第三百三十七条の三の改正規定、同条を同法第三百三十七条の四とする改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同条を同法第三十七条の三とする改正規定、同法第三十七条の二の二第一項、第六項及び第十二項の改正規定に限る。)

四条の八の改正規定、同条を同法第三百十四条の八とする改正規定、同法第三百三十七条の二第一項及び第三項、第三百十九条、第三百十九条の二

並びに第三百二十二条の三から第三百二十二条の七までの改正規定、同条の次に九条を加える改正規定並びに同法第三百二十四条、第三百二十六条第一項及び第五百八十六条第二項第五号の三の改正規定並びに同法附則第三条の二の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第三条の三、第五条並びに第五条の四第二項及び第七項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第六条第二項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。)、同法附則第六项の改正規定、同法附則第三十三条の三、第三十四条、第三十五条並びに第三十五条の二第五項第四号及び第十項第四号の改正規定、同法附則第三十五条の二の二第二項の改正規定(「、次条第一項及び第四項」を削る部分を除く。)、同法附則第三十五条の二の四第一項の改正規定(「同条第一項に規定する」を削る部分を除く。)、同法附則第三十五条の四の改正規定並びに附則第二十九条の二第五項第五号、第八項第五号、第九項、第十一項第五号、第十四項第五号及び第十五項の改正規定に限る。) 平成二十一年四月一日

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)第三条の二第二項の規定は、同項に規定する道府県内に住所を有する個人が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に前条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(第三項において「旧租税条約実施特例法」という。)第三条の二の二第六項に規定する道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。

2 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの期間(第四項において「経過期間」という。)内に新租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定については、なお従前の例による。同項中「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・二」とする。

3 新租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定は、同項に規定する市町村内に住所を有する個人が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。

4 経過期間内に新租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、なお従前の例による。同項中「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の三」とあるのは「百分の一・八」とする。

5 新租税条約実施特例法第三条の二の三の規定は、平成二十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略
三 次に掲げる規定 平成二十一年一月一日

五 次に掲げる規定（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）

八 第八条中租税特別措置法第四条の二第九項の改正規定、同法第四条の四の改正規定、同法

口 第二条中法人税法第一条第九号の次に一号を加える改正規定、同法第四条の改正規定、同

同法第十条の四（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に一号を加える部分を除く。）、同法第十条の七を削る改正規定、同法第十三条第二項の改正規定、同法第十三条の二の改正規定、同条を第十三条の三とし、第十三条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の二第三項及び第十五条第二項の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定、同法第二十四条の三第四項の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第二項第六号の改正規定（平成十七年法律第二百二十三号）を削る部分に限る。）、同法第二十八条の三第十一項の改正規定、同法第三十三条の六第二項の改正規定、同法第三十七条の三第二項の改正規定、同法第三十七条の九の二第五項の改正規定、同法第三十七条の十の改正規定、同法第三十七条の十の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（特定管理口座）を「特定管理口座。以下この項において同じ。」の振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に改める部分に限る。）、同法第三十七条の十一の改正規定、同法第三十七条の十一の二第一項の改正規定、同法第三十七条の十一の三第一項の改正規定（第三十七条の十一の五）を「第三十七条の十一の六」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同条第三項第一号の改正規定（この条及び次条）を「この条、次条及び第三十七条の十一の六」に改め、「これらの契約」の下に「及び第三十七条の十一の六第四項第一号に規定する上場株式配当等受領委任契約」を加える部分を除く。）、同法第三十七条の十一の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十一の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十二の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条の十三第一項第三号の改正規定、同法第三十七条の十三の二の改正規定、同法第三十七条の十四の二第六項の改正規定（同項第四号を削る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の三第四項の改正規定（同項第三号を削る部分を除く。）、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十五の二を第四十一条の十五の三とし、第四十一条の十五の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十二条の三の改正規定並びに附則第三十条、第三十二条、第三十三条（第四項第一号及び第三号に係る部分を除く。）、第三十六条、第三十八条、第四十二条、第四十三条、第四十四条第一項、第四十五条、第四十七条及び第五十四条の規定、附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の改正規定（同条第十四項及び第二十項に係る部分に限る。）並びに附則第九十四条の規定

う経過措置)

(罰則に関する経過措置) 第百九条 この法律(附

（二）の法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置

（一）の法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による
（二）の法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に
おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
（その他の経過措置の政令への委任）

(施行期日) 附則(平成二年三月一日法律第九号) 批

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

定 同条の前段に見出しを作り、改正規定（同条第一項の改正規定（三〇の条））は、二及び次
一条を加える部分に限る。）、同条の次に一條を加える改正規定（司法附則第六条第二項及び第

五項並びに第三十三条の二の改正規定、同法附則第三十三条の三第三項第四号の改正規定(第二

三十七条の「第一項前段」を「第三十七条の「第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所

得金額並びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項

前段に改める部分を除く。同一条第七項第四号の改正規定（第二百四十四条の七第一項前段

を第三百四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十一条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」一七、同項前段二に改める部分を除

（二）同法附則第三十四条第三項第四号の改正規定（「第三十七条第一項前段」を「第三十七条第一項後段」に改める）。

十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第一項

に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段に改める部分を除く。)、同条第六項第四号の

改正規定（「第三百四十四条の七第一項前段」）を「第三百四十四条の七第一項中「山林所得金額」

同法規則第三十一条の改正規定、「木下尋金員」の「木下尋金員」に改めると、同項前段は、第一項の規定を除く部分を除くことになる。

条の二第一項前段を「第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段

除く。」同条第八項第四号の改正規定（第二百十四条の七第一項前段）を「第三百十四条の

七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定す

る短期譲渡所得の金額」と、同項前段に改める部分を除く)、同法附則第三十五条の二第五

項第四号の改正規定(第三十七条の二第一項前段)を第三十七条の二第二項中「山林所得

渡所得等の金額」と同項前段は改める部分を除く)同條第十項第四号の改正規定(第三百四条の七第一項前段)を「第三百四条の七第一項中「山林所得金額」であるのは「山

林所得金額並びに附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、

同項前段に改める部分を除く。)、同法附則第三十五条の二の二、第三十五条の二の六第一項

及び第十二項並びに第三十五条の三第七項及び第十五項の改正規定、同法附則第三十五条の四

第二項第四号の改正規定（第三十七条の二第一項前段）を第三十七条の二第一項中「山林」

所得金額」とあるのは、山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引による金額である。

係る雑所得等の金額」と同項前段に改める部分を除く)並びに同条第五項第四号の改正規定(第三百十四条の七第一項前段)を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の

金額」と、同項前段に改める部分を除く。)並びに第四条中国有資産等所在市町村交付金法附則に一項を加える改正規定並びに附則第二十七条の規定(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二)第五項第五号の改正規定(「附則第五条の四第一項」の下に「附則第五条の四の二第一項」を加える部分及び「及び附則第五条の四第一項」を、「附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」に改める部分に限る。)同条第八項第五号の改正規定(「附則第五条の四第一項」の下に「附則第五条の四第一項及び附則第五条の四第一項」を加える部分及び「及び附則第五条の四第一項」を改める部分に限る。)同条第十一項第五号の改正規定(「附則第五条の四第六項」の下に「附則第五条の四の二第五項」を加える部分及び「及び附則第五条の四第六項」を、「附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」に改める部分に限る。)及び同条第十四項第五号の改正規定(「附則第五条の四の二第五項」を、「附則第五条の四の二第五項」に改める部分に限る。)同条第十九条附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一百一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一百三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第一百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千年代(平成二十二年から令和元年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするも

(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年六月三〇日法律第八三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第一条中地方税法第七百三十三条の四、第七百三十三条の五の二第一項及び第七百六条の二第一項の改正規定並びに同法附則第三十五条の六から第三十八条の三までの改正規定並びに附則第十条

及び第十五条の規定 平成二十五年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定によるもの(政令への委任)の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一から四まで 略

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年一二月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イからヨまで 略

タ 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条の改正規定、同法第十条の改正規定及び同法第十三条第一項第二号の改正規定並びに附則第四十二条第二項及び第三項の規定

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。)第七条の規定は、施行日の属する年分以後の所得税又は施行日前に新法人税法第七十四条第一項若しくは第八十

九条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

2 新租税条約等実施特例法第九条第一項及び第三項(第二項に係る部分を除く。)並びに第十条の規定は、平成二十五年一月一日以後に新租税条約等実施特例法第九条第一項に規定する要請に付されている調査(同日前に当該特定された者に対し当該調査に係る第十八条の規定による改正規定並びに同法附則第六条第五項、第三十三条の二第七項第四号、第三十三条の三第七項第四号、第三十四条第六項第四号、第三十五条第八項第四号、第三十五条の二第十項第四号、第三十五条の三の二、第三十五条の四第五項、第四号及び第四十五条の改正規定並びに附則第四条第四項及び第五項、第九条第三項及び第五項、第十九条並びに第二十一条の規定)平成二十七年一月一日

行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るもの(除く。)について適用し、同日前に旧租税条約等実施特例法第九条第一項に規定する要請において特定された者に対して行った同項の規定による質問又は検査(経過措置調査に係るもの)については、なお従前の例による。

3 新租税条約等実施特例法第九条第二項及び第三項(第二項に係る部分に限る。)の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。(罰則に関する経過措置)

第一百四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(二) この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の説替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の説替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(納税環境の整備に向けた検討)

第一百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行ふものとする。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 次に掲げる規定 平成二十五年七月一日

イ及びロ 略

ハ 第七条の規定及び附則第七十二条から第七十八条までの規定

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年三月三〇日法律第三号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方税法附則第三条の三の改正規定、同法附則第五条の四第一項各号列記以外の部

分及び同項第一号並びに同条第六項第一号の改正規定、同法附則第五条の四の二の改正規定(同条第一項第二号及び第五項第二号に係る部分を除く。)並びに同法附則第六条第五項、第三十三条の二第七項第四号、第三十三条の三第七項第四号、第三十四条第六項第四号、第三十五条第八項第四号、第三十五条の二第十項第四号、第三十五条の三の二、第三十五条の四第五項、第四号及び第四十五条の改正規定並びに附則第四条第四項及び第五項、第九条第三項及び第五項、第十九条並びに第二十一条の規定)平成二七年一月一日

で、第十七条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定 平成二十八年一月一日

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 附則第十九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十一項第五号及び第十四項第五号の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第二十二条 附則第二十条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(次項及び第三項において「二十八年新租税条約等実施特例法」という)第三条の二の二第四項、第六項及び第八項第一号の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 二十八年新租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項、第十二項及び第十四項第一号の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 二十八年新租税条約等実施特例法第三条の二の三第二項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(施行期日) **附 則** (平成二十五年三月三〇日法律第五号) 抄

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 **第一条** この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条の改正規定及び同法第十一条の二の改正規定 平成二十五年七月一日

三 から五まで 略

六 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イ 略

ロ 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の改正規定

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第一百七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第一百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準(所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

附 則 (平成二六年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、平成二六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十七年四月一日

四及び五 略

六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

イ から二まで 略

ホ 第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項の改正規定

イから二まで 略

ハ 第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条第四項の改正規定、同法第三条の二の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条の二の改正規定、同法第六条の二第一項の改正規定、同法第七条第一項の改正規定(二)又は税額等」を「次項において同じ。」又は税額等」に、「更正(国税通則法)を「更正(同法)に、「この項において同じ。」又は決定(国税通則法)を「この項及び次項において同じ。」又は決定(同法)に改め、「決定をいう」の下に「同項において同じ」を加える部分及び「国税通則法第二十三条第一項」に改め、「更正の請求」の下に「をいう。次項において同じ。」を加える部分に限る。」同条第四項の改正規定、同条第三項の改正規定(「同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。」及び第八十二条)を「第八十二条及び第百四十五条並びに地方法人税法第二十四条」に改める部分及び同項の表に次のように加える部分を除く。」同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第四十一条第一項の規定

七から十一まで 略

ハ 第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一条の改正規定、同法第七条第一項の改正規定(二)又は税額等」を「次項において同じ。」又は税額等」に、「更正(国税通則法)を「更正(同法)に、「この項において同じ。」又は決定(国税通則法)を「この項及び次項において同じ。」又は決定(同法)に改め、「決定をいう」の下に「同項において同じ」を加える部分及び「国税通則法第二十三条第一項」を「更正の請求(国税通則法第二十三条第一項)に改め、「更正の請求」の下に「をいう。次項において同じ。」を加える部分を除く。」及び同条第三項の改正規定(「同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。」及び第八十二条)を「第八十二条及び第百四十五条並びに地方法人税法第二十四条」に改める部分及び同項の表に次のように加える部分に限る。」並びに附則第四十一条第一項の規定

(租税条約等に関する法律第七条第二項の規定は、同項に規定する合意が行われたことにより、居住者の平成二十九年分以後の各年分の同項に規定する国外所得金額又は内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度の同項に規定する国外所得金額若しくは同日以後に開始する各連結事業年度の同項に規定する連結国外所得金額が増額される場合について適用する。

附則第一条第十二号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の規定の適用については、同条第一項中「この項及び次項」とあるのは「この項」と、同条第三項中「第八十二条及び第一百四十五条」とあるのは「同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。」及び第八十二条」と、同項の表中

法人税修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定

租税条約等実施特例法第七条第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正

（政令への委任）
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 次に掲げる規定 平成二十七年七月一日
イ からハまで 略
ニ 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の改正規定
三 及び四 略
五 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日
イ からニまで 略
ホ 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の第二十三項及び第四条第一項から第六項までの改正規定並びに同法第七条第四項の表法人税法第一百四十五条の項の改正規定
六 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条第一項の改正規定、同法第十条の四の次に五条を加える改正規定、同法第十二条の二第一項の改正規定及び同法第十三条第四項の改正規定 平成二十九年一月一日
（罰則に関する経過措置）
第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第六百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第六百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二八年三月三一日法律第一五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置） 第二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任） 第三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 及び二 略
三 第一条中地方税法第十一条の二、第三十五条第一項、第三十七条、第三十七条の二第一項及び第二項、第七十二条の五十七の二第一項、第七十二条の五十七の三第一項から第三項まで、第三百十四条の三第一項、第三百十四条の六、第三百十四条の七第一項及び第二項、第三百二十二条の七の十二第一項、第三百二十二条の七の十三並びに第七百三十七条第一項及び第二項

地方法人税確定申告書に記載した、又は	地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	地方法人税確定申告書に記載した、又は決定
地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	地方法人税確定申告書に記載した、又は決定
地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	地方法人税確定申告書に記載した、又は決定
地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	地方法人税確定申告書に記載した、又は決定
地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	地方法人税確定申告書に記載した、又は決定

（罰則の適用に関する経過措置） 第一百六十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

章第七節中第七百三十条の次に一条を加える改正規定、同法第七百三十三条の二十六の次に一条を加える改正規定並びに同法第七百四十五条第一項の改正規定並びに同法附則第三条の二、第四条第七項第一号及び第十三項第一号並びに第四条の二第七項第一号及び第十三項第一号の改正規定、同法附則第四条の四第一項及び第三項の改正規定（同条第七項）を「同条第六項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第三十三条の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三条の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四条第三項第一号及び第六項第一号、第三十五条第四項第一号及び第八項第一号、第三十五条の二第四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五条の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定、第五条の規定並びに第七条中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第四条第二項及び第三項、第十二条第二項及び第三項、第二十七条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条、第十二条第四項、第十六条第一項並びに第三十四条第三項及び第十一項の改正規定に限る。）第二十八条第一項から第四項まで、第二十九条並びに第三十条の規定、令和三年一月一日（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に附則第三項及び第三項、第十二条第二項及び第三項、第二十七条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条、第十二条第四項、第十六条第一項並びに第三十四条第三項及び第十一項の改正規定に限る。）第二十八条第一項から第四項まで、第二十九条並びに第三十条の規定、令和三年一月一日（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 前条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次項において「新租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第五項（第二号に係る部分に限る。）及び第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第二十九条 新租税条約等実施特例法第三条の二の二第十一項（第二号に係る部分に限る。）及び第十四項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

附 則 （令和二年三月三一日法律第八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 次に掲げる規定 令和三年一月一日
イ から二まで 略
ホ 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十三条第四項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定及び同条第五項の改正規定

三 略
四 次に掲げる規定 令和四年一月一日
イ からハまで 略
ニ 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の五第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定及び同法第十条の七第一項の改正規定並びに附則第一百三十二条第二項から第四項までの規定五次に掲げる規定 令和四年四月一日
イ 略
ロ 第三条の規定（同条中法人税法第五十二条第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）及び同法第五十四条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条から第三十七条まで、第一百三十九条（地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二条第五項の改正規定に限る。）、第一百四十三条（第一百五十条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第十六項の改正規定に限る。）、第一百五十五条から第一百五十九条まで）

五十六条まで、第一百五十九条から第一百六十二条まで、第一百六十三条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項の改正規定に限る。）、第一百六十四条、第一百六十五条及び第一百六十七条の規定ハカラヌまで略
ル 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二条の二第三項の改正規定、同法第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに同法第七条の改正規定
（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）
第二百三十二条 第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。）第十条の五第一項の規定は、施行日以後に提出する同項の届出書について適用し、施行日前に提出した第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「旧租税条約等実施特例法」という。）第十条の五第一項の届出書については、なお従前の例による。

2 新租税条約等実施特例法第十条の五第四項の規定は、同項に規定する異動を生じた日が令和四年一月一日以後である場合（同日の前日において当該異動に相当する事実を生じていた場合を除く。）について適用し、旧租税条約等実施特例法第十条の五第四項に規定する該当することとなつた日が同年一月一日前である場合については、なお従前の例による。

3 新租税条約等実施特例法第十条の五五六項の規定は、令和四年一月一日以後に同項に規定する総務省令、財務省令で定める情報を取り得した場合に該当する場合について適用し、同日前に旧租税条約等実施特例法第十条の五五六項に規定する政令で定める場合に該当した場合については、なお従前の例による。

4 新租税条約等実施特例法第十条の五第七項において準用する同条第六項の規定は、令和四年一月一日以後に同条第七項各号に掲げる場合に該当する場合について適用する。

5 新租税条約等実施特例法第十条の六第一項の規定は、施行日の属する年以後の各年の十二月三十一日において新租税条約等実施特例法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて新租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規

定する特定取引を行つた者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供について適用し、施行日の属する年の前年以前の各年の十二月三十一日において旧租税条約等実施特例法第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する營業所等を通じて旧租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する特定取引を行つた者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

6 新租税条約等実施特例法第十条の七第一項の規定は、施行日以後に同項の特定取引に係る契約に関する報告事項に係る行為を行つた場合について適用する。

7 新租税条約等実施特例法第十条の七第二項の規定は、施行日以後に同項の特定取引に係る契約に関する報告事項に係る行為を行わなかつた場合について適用する。
(罰則に関する経過措置)

第一百七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年三月三一日法律第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第四条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

第五条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

第六条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

第七条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

第八条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

第九条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

第十条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

第百三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年六月一日法律第六六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)

第一百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)

別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の三第一項の改正規定(「第七百三十三条の四第十項第一号」を「第七百三十三条の四第十項第一号」に改める部分に限る。)並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定(公布の日)

二 第六条の規定(前号、第五号及び第六号に掲げる改正規定並びに同条中国民健康保険法第七十二条の五第一項、第八十二条、第八十六条及び第一百四条の改正規定を除く。)及び第七条の規定並びに附則第九条、第十七条及び第十九条の規定並びに附則第二十三条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)令和四年四月一日

附 則 (令和四年三月三一日法律第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十条 第二条中地方税法第三十二条第十三項及び第十五項、第三十七条の四、第四十五条の二第一項ただし書、第四十五条の三第二項及び第三項、第三百三十三条第十三項及び第十五項、第三百四十四条の九第一項、第三百七十七条の二第一項ただし書並びに第三百七十七条の三第二項及び第三項の改正規定並びに同法附則第三十三条の二第二項及び第六項、第三十五条の二の三第一項及び第五項、第三十五条の二の五並びに第三十五条の二の六の改正規定並びに第八条及び第九条並びに附則第四条、第十二条、第十九条及び第二十条の規定(令和六年一月一日)

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第七項、第八項(第七号に係る部分に限る。)及び第九項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十三項、第十四項(第七号に係る部分に限る。)及び第十五項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第二十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び特別法人事業税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年三月三一日法律第四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年三月三一日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 次に掲げる規定 令和六年一月一日

イ から本まで 略

イからトまで 略

四 次に掲げる規定 令和六年四月一日

ヘ 第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十三条の改正規定

五 律第七条の改正規定

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十七条の改正規定

(政令への委任)

第七十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十九条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一項第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第一百四十五条の規定(民法第九十九条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。)、同法第一百四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十一条第一項の改正規定、同法第一百八十三条第二項の改正規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十九条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。)、同法第一百八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二十二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、六月を超えない範囲内において政令で定める日から起算して二年

(罰則に関する経過措置)

第三十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から五まで 略

六 次に掲げる規定 令和八年一月一日

イ 略

ロ 第十六条の規定及び附則第五十六条の規定

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十六条 第十六条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約等実施特別法」という。)第十条の五第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、同項の報告金融機関等が令和七年十二月三十日ににおいて同号の特定取引に係る契約(第十六条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「旧租税条約等実施特別法」という。)第十条の五第二項の特定取引に係る契約(同号に規定する特定取引に係る契約で政令で定めるものを除く。以下この項において「旧既存特定取引契約」という。)を除く。)を締結している場合について適用し、旧租税条約等実施特別法第十条の五第二項の報告金融機関等が同日において旧既存特定取引契約を締結している場合については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税条約等実施特別法第十条の五第二項の規定により令和八年一月一日以後に同項の特定対象者の同項に規定する住所等所在地在地国と認められる国又は地域の特定がされ、又は特定がされないとみなして、新租税条約等実施特別法第十条の五第二項の規定により当該特定対象者の同項に規定する住所等所在地と認められる国又は地域の特定がされ、又は特定がされなかつたものとみなして、新租税条約等実施特別法及び第十五条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の規定を適用する。

3 新租税条約等実施特別法第十条の五第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和八年一月一日以後に同号の特定取引を行う者が同条第一項の規定による届出書の提出をしなかつた場合について適用する。

4 新租税条約等実施特別法第十条の五第八項第七号の規定は、令和八年一月一日以後に同条第一項の届出書を提出する場合、同条第四項に規定する異動(令和七年十二月三十一日において次の各号に掲げる個人に該当していた者が令和八年一月一日において当該各号に定める場合に該当することのみによって生ずるものと除く。)を生じた日が同月一日以後である場合又は同日以後に同条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報を取得した場合に該当する場合(令和七年十二月三十一日において次の各号に掲げる個人に該当していた者が令和八年一月一日において当該各号に定める場合に該当することのみによって該当する場合を除く。)について適用し、同日前に旧租税条約等実施特別法第十条の五第一項の届出書を提出した場合、同条第四項に規定する異動を生じた日が同月一日前である場合又は同日前に同条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報を取得した場合に該当した場合について、なお従前の例による。

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月三〇日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

一　租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とみなされる個人（外国（当該相手国等に限る。）を旧租税条約等実施特例法第十条の五第八項第七号に規定する居住地国（次号において「旧居住地国」という。）とするものに限る。）我が国が当該個人の新租税条約等実施特例法第十条の五第八項第七号に規定する居住地国（次号において「新居住地国」という。）となる場合

二　租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者でないものとみなされる個人（我が国を旧居住地国とするものに限る。）外国（当該相手国等に限る。）が当該個人の新居住地国となる場合

5 第二項の規定は、令和八年一月一日前に旧租税条約等実施特例法第十条の五第十一項の報告金融機関等に該当することとなつた場合における同項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定により同日以後に同項の特定対象者の同項に規定する住所等所在地域と認められる国又は地域の特定がされ、又は特定がされないこととなる場合について準用する。

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。